

第2期鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証について

1 趣 旨

第2期鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の効果検証について、具体的な手法を定める。

2 効果検証に当たっての基本的な考え方

効果検証は、総合戦略に掲げる基本目標及び重要業績評価指標（K P I）の達成度を検証することをもって行う。

また、個別の事務事業について、鴨川市第4次5か年計画に係る実施計画（以下「実施計画」という。）に基づき、進行管理を行う。

この検証結果を踏まえ、必要に応じて総合戦略及び実施計画を見直し、改訂するとともに、より効果的な政策・施策の立案及び事務事業の改善に活用する。

3 効果検証の段階

(1) 基本目標の達成度の検証（政策レベル）

基本目標の達成度について、主に次の事項を把握して検証を行う。

- ・基本目標の実績値
- ・関連するK P Iの実績値
- ・関連する事務事業の実績
- ・地方創生への効果（人口の将来展望等への貢献度）
- ・実績値を踏まえた今後の方針

(2) K P Iの達成度の検証（施策レベル）

K P Iの達成度について、主に次の事項を把握して検証を行う。

なお、地方創生関連交付金を活用して実施した事業など、K P Iを設定した事務事業を含むものとする。

- ・K P Iの実績値
- ・関連する事務事業の実績
- ・地方創生への効果（総合戦略における基本目標等への貢献度）
- ・実績値を踏まえた今後の方針

(3) 事務事業の進行管理

実施計画における個別の事務事業について、主に次の事項を把握し、スケジュール管理を行う。

ただし、地方創生関連交付金を活用して実施した事業など、K P Iを設定した事務事

業については、(2)を含めて実施するものとする。

- ・事業の実績（内容、事業費及び財源）
- ・活動指標

4 検証時期

基本目標及びKPIについては、総合戦略の中間年度及び最終年度の実績をもって検証を行い、個別の事務事業については、毎年度、進行管理を行う。

- ・総合計画の策定サイクルとの関係

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総合戦略、 アクション プラン	計画期間： 平成27～令和2年度の6年間 中間年度： 平成29年度						計画期間： 令和3～令和7年度の 5年間 中間年度： 令和5年度				

(総合計画)

基本構想	第2次鴨川市基本構想 (平成28～令和7年度の10年間)										
基本計画	鴨川市第3次5か年計画						鴨川市第4次5か年計画				
実施計画	前期実施計画			後期実施計画			実施計画				

5 検証の実施機関

- (1) 庁内において事務事業の進行管理を行い、基本目標の数値目標及び具体的な施策に係るKPIの達成度を一次検証する。
- (2) 産官学金労言の各分野からの外部有識者等を含む検証機関を設置し、当該検証機関により、基本目標の数値目標及び具体的な施策に係るKPIの達成度を二次検証する。

6 公表等

- (1) 効果検証の結果は、市のホームページ等で公表する。
- (2) 市議会に対して効果検証の結果を説明・報告し、意見交換を行う。

7 効果検証

(1) 実施方法

PDCAサイクルを通じて、総合戦略について、客観的な効果検証を実施する。

- ・ Plan : 数値目標・客観的な指標を設定した効果的な総合戦略を策定
- ・ Do : 総合戦略に基づく施策を実施
- ・ Check : 数値目標や客観的な指標の達成度を通じて、総合戦略の成果を客観的に検証
- ・ Action : 検証結果を踏まえて施策を見直すとともに、必要に応じて、総合戦略を改訂

(2) 検証

外部有識者等を含む検証機関を設置し、当該検証機関により、基本目標の数値目標及び具体的な施策に係るKPIの達成度を検証する。

また、必要に応じて住民の意見聴取等を行い、又は、総合戦略の見直しの提言を行うものとする。

(3) 議会による関与

総合戦略の効果検証の段階において逐次説明・報告するとともに、意見交換を行う。

(4) 総合戦略の改訂

検証機関による検証に加え、議会における施策の効果等についての意見等も踏まえ、必要に応じ、総合戦略の改訂を行う。

8 総合戦略における基本目標及び重要業績評価指標（KPI）

1) しごとづくり … 鴨川市での安定した雇用を創出する

(1) 基本目標

項目	目標値（令和7年度）
雇用創出数（累計）	300人
人口に占める就業者の割合 （15歳以上）	5%増 （平成27年55.5%）
市内企業の付加価値額	994百万円増 （平成28年55,672百万円）

(2) 重要業績評価指標（KPI）

項目	基準値 （基準年次）	目標値 （令和7年度）
「国・県道など幹線道路網の整備促進」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	46.1% （令和元年度）	41.5%
「鉄道の利用しやすさ」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	61.2% （令和元年度）	減少 （改善）
「高速バスの利用しやすさ」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	33.2% （令和元年度）	減少 （改善）
住宅用省エネルギー等設備の申請基数（累計）	102件 （令和元年度）	212件
認定新規就農者数（累計）	8人 （令和元年度）	13人
新規就漁者数（累計）	1人 （令和元年度）	6人
立地企業及び事業所の増加・拡充件数（累計）	13件 （令和元年度）	18件
里のMUJIみんなみの里、鴨川オーシャンパーク入込客数	490千人 （令和元年度）	650千人
ふるさと納税額（災害支援寄附金を除く）	360,417千円 （令和元年度）	400,000千円
市の魅力を「保健・医療・福祉が充実した都市」と考える市民の割合（まちづくりアンケート調査）	36.0% （令和元年度）	増加

2) ひとの流れ … 鴨川市への大きな人の流れを創る

(1) 基本目標

項目	目標値（令和7年度）
転入者数	300人累増
転出者数	200人累減
観光入込客数（総合戦略分）	170千人増

(2) 重要業績評価指標（KPI）

項目	基準値 （基準年次）	目標値 （令和7年度）
住宅の耐震化率	53.4% （平成28年3月）	95.0%
観光地域づくり候補法人（候補DMO）の取扱件数	4,273人 （令和元年度）	8,500人
外国人宿泊者数	5,159人 （令和元年）	6,817人
鴨川版CCRC関連施設の立地数（累計）	0箇所 （令和元年度）	2箇所
医療・福祉人材養成数（市支援分）（累計）	232人 （令和元年度※）	461人
本市において合宿等を実施した全日本クラス以上又はプロのスポーツ団体の年間団体数	3団体 （令和元年度）	6団体
総合運動施設（多目的施設を含む）の年間利用者数	8万人 （令和元年度）	10万人
若年層（40代以下）の移住者数（増加分）（累計）	135人 （令和元年度）	200人
熟年層・高齢者（50～70代）の移住者数（増加分）（累計）	50人 （令和元年度）	100人

※平成23年度から26年までの看護師等修学資金貸付対象者数

3) 結婚・出産・子育て … 次代を担う健やかな子どもたちを育む

(1) 基本目標

項目	目標値（令和7年度）
合計特殊出生率	1.80
結婚希望実績指標	80%
満足度	
・ 保育サービス、施設	50%（令和元年度 26.4%）
・ 子育て支援施策	30%（令和元年度 25.4%）
・ 若年世代（10～40代）の定住意向	80%（令和元年度 70.2%）

(2) 重要業績評価指標（KPI）

項目	基準値 （基準年次）	目標値 （令和7年度）
「お子さんは小学校または中学校生活を楽しく送っている」と回答した保護者の割合（保護者アンケート）	93.4% （令和元年度）	100.0%
大学等との連携による生涯学習プログラムへの年間参加者数（延べ数）	552人 （令和元年度）	560人
展覧会・講座・見学会の内容に満足した参加者の割合（参加者アンケート）	66.0% （令和元年度）	75.0%
子育て支援室の年間利用者数（延べ数）	10,226人 （令和元年度）	6,108人
経済的支援の充実を子育てしやすい環境づくりのために重要だと思う市民の割合（結婚・出産・子育て等に関する市民アンケート調査）	58.7% （令和元年度）	減少
障害児通所支援施設数	1施設 （令和元年度）	2施設
結婚事業をきっかけとして婚姻に至ったカップル数	11組 （令和元年度）	16組
「男女の地位は平等になっている」と回答した市民の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	19.2% （令和2年度）	25.0%

4) 地域づくり … 持続可能な地域社会を構築する

(1) 基本目標

項目	目標値（令和7年度）
平均寿命	延伸 （平成27年男性80.8歳、女性86.7歳）
健康寿命	延伸 （平成28年65歳の平均自立期間 男性17.87歳、女性20.29歳）
満足度 ・地区コミュニティ施設や地域活動	40% （令和元年度 22.4%）

(2) 重要業績評価指標（KPI）

項目	基準値 （基準年次）	目標値 （令和7年度）
福祉総合相談センター新規相談受付件数	564件 （令和元年度）	564件
自分が健康だと思う市民の割合（高齢者保健福祉計画等の策定に関する市民アンケート調査）	40～64歳 82.6% （令和元年度）	85.7%
見守りネットワーク事業協定を締結した事業所数（累計）	16事業所 （令和元年度）	22事業所
高齢者に占める要介護認定者の割合	19.5% （令和元年度）	21.3% （増加率を抑制）
自分が健康だと思う市民の割合（高齢者保健福祉計画等の策定に関する市民アンケート調査）	一般高齢者 76.2% （令和元年度）	78.5%
自治組織への加入率	57.4% （令和2年度）	57.4%
まちづくり支援補助金を活用した活動団体数（累計）	33団体 （令和2年度）	58団体
学校跡地等遊休施設（22施設）のうち活用方策等を定めた施設数	6施設 （令和元年度）	22施設

9 地方創生関連交付金等の活用状況

1) 地方創生関連交付金（平成 28 年度～）

地域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に資する事業の効率かつ効果的な実施及び未来への投資につながる施設整備等、まち・ひと・しごと創生に資する施設整備等を支援するため、地域再生法に基づいて交付するもの。

本市では、地方創生推進交付金 3 事業、地方創生推進交付金広域連携 1 事業、地方創生拠点整備交付金 2 事業が採択されており、第 2 期総合戦略の計画期間において実施している事業は、2 事業である。

・地方創生推進交付金（単独）

- (1) 海辺の魅力づくりを通じた交流まちづくり推進事業 H28～R2
- (2) 鴨川市総合交流ターミナル「みんなみの里」の機能拡充計画 H29～R1
- (3) スポーツを通じた地域の稼ぐ力応援計画 H30～R2

・地方創生推進交付金（広域連携）

- (1) U I J ターンによる移住就業支援事業 R1～R6

・地方創生拠点整備交付金

- (1) 鴨川市総合交流ターミナル「みんなみの里」の機能拡充計画 H29
- (2) 里山オフィス整備事業 H29

2) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用（令和 2 年度～）

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除するもの。

本市においても総合戦略に位置づけられた事業に寄附を充てるため、本制度の活用に必要な地域再生計画「鴨川市まち・ひと・しごと創生推進計画」を策定し、令和 2 年 3 月に認定を受けた。

令和 3 年度には、令和 2 年度に策定した「第 2 期鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、5 か年度の計画に変更。

(参考) 根拠規定等

○地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和4年12月版） 抜粋

2-2 住民・産官学金労言士等の推進組織

本構想を効果的に推進していくためには、住民、NPO、関係団体や民間事業者等の参加・協力が重要であることから、地方版総合戦略は、幅広い層の住民をはじめ、産業界・関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア・士業（産官学金労言士）等で構成する推進組織でその方向性や具体案について審議・検討するなど、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要です。

また、本構想の推進に当たり、デジタル関連の施策を実効的なものとするため、推進組織には、デジタル分野に精通する団体・有識者等に参画を求めることも重要です。

7-2 効果検証の重要性

地方版総合戦略の取組を推進するに当たっては、KPI の進捗状況を確認するとともに、外部有識者を含む検証機関や議会等による検証のほか、住民からの意見聴取等を実施して、定期的、多角的な評価を行うことが重要です。KPI が計画どおりに進捗していない場合には、その要因を分析し、取組を進める中で生じている課題を具体的に把握することで、改善につなげることができます。住民、NPO、関係団体や民間事業者等の参加・協力を得るとともに、住民等への対外的な説明責任を果たす観点からすれば、進捗状況や検証結果については、ホームページ等で公表することが望まれます。

仮に地域の実情により、定期的・多角的な評価が実施できない場合であっても、少なくとも KPI の進捗状況を確認し、進捗状況や検証結果をホームページホームページ等で公表することが、住民等への対外的な説明責任を果たす観点から適切です。

さらに、評価結果を踏まえて、KPI の修正等の必要な見直しを地方版総合戦略に反映させていくことで、取組の安定的な継続及び更なる発展が促され、より効果的な地方版総合戦略の推進につながっていきます。

○地方創生推進交付金制度要綱（令和4年3月25日付内閣府事務次官通知） 抜粋

第11 効果の検証

交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、事業の実施状況に関する客観的な指標（以下、「重要業績評価指標」という。）を設定の上、その達成状況について、原則、毎年度検証するよう努めるものとする。

第12 認定地域再生計画の中間評価及び事後評価に関する留意事項

- 1 交付金を充てて行う事業を実施した地方公共団体は、当該事業に関する毎年度の達成状況等の検証のほか、自主的な取組として認定地域再生計画の目標の達成状況について計画期間終了後に速やかに事後評価を行うとともに、計画期間内において中間評価を行うよう努めるものとする。

- 2 中間評価の実施時期は、原則、計画期間の中間年度の終了後とする。
- 3 中間評価及び事後評価は、次に掲げる事項についても行うものとする。
 - ・交付金を充てた事業の進捗状況
 - ・中間評価にあつては認定地域再生計画の目標に掲げる中間目標等の実現状況、事後評価にあつては認定地域再生計画の目標値等の実現状況
 - ・今後の方針等
- 4 地方公共団体は、中間評価又は事後評価の実施に当たっては、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は地方公共団体独自の評価制度を活用するなどにより、評価の透明性、客観性及び公正性を確保するよう努めるとともに、必要に応じ認定地域再生計画の見直しを行うものとする。
- 5 地方公共団体は、認定地域再生計画の評価結果について、内閣総理大臣に報告するとともにインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けたときは、地方公共団体に対し、必要な助言を行うことができる。

第 13 重要業績評価指標の検証状況及び認定地域再生計画の目標に関する達成状況の把握
内閣総理大臣は、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体に対し、第 11 による検証の結果及び第 12 による当該計画の評価に係る達成状況について、報告を求めることができるものとする。